

## 東広島市農業委員会令和5年8月（第8回）総会議事録

- 1 開催日時 令和5年8月29日(火) 午前10時00分から午前11時45分まで
- 2 開催場所 東広島市役所本館4階 403・404会議室
- 3 出席委員 22人

### 本議席番号順

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	長原 毅	2	久保 伸司	3	岡土居 正弘
5	台川 洋子	6	中務 秀子	7	古川 みどり
8	杉本 源藏	9	柏尾 博明	10	荒谷 義憲
11	村上 義則	12	木原 省五	13	財満 俊子
14	仲伏 英雄	15	高尾 昭臣	17	土井 浩文
18	在間 輝昭	19	古本 啓之	20	橘川 一則
21	小倉 亜紗美	22	高木 昭夫	23	高橋 久雄
24	住井 正美				

- 4 欠席委員 2人

番号	氏名	番号	氏名
4	脇坂 俊之	16	大月 みどり

- 5 傍聴人 なし

- 6 議事録署名者

議長(会長) 7番 古川 みどり 委員 9番 柏尾 博明 委員

- 7 次第

- (1) 開会
- (2) 議事録署名者指名
- (3) 会期の決定
- (4) 議案

議案第 40 号 東広島市農業経営基盤強化促進基本構想の変更に対する意見決定について  
(別紙 1)

- 議案第 41 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について（別紙 2）
- 議案第 42 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）の決定について（別紙 3）
- 議案第 43 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する処分決定について
- 議案第 44 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 議案第 45 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

(5) 報告

- 報告第 31 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の専決処分について
- 報告第 32 号 法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について
- 報告第 33 号 農地改良届出の受理について

(6) 閉会

8 出席者

(農業委員会事務局職員)

事務局長	尾 崎 修 司
局長補佐	定 井 芳 紀
農地係係長	松 下 健 司
農地保全係主査	合 原 茂 宏
農地保全係主任主事	坂 見 浩 充
農地係主査	和 田 麻依子
農地係主査	豊 田 宏

黒瀬支所産業建設課産業振興係長	伊 藤 誠
豊栄支所地域振興課主任主事	岡 本 美由紀
河内支所産業建設課産業振興係長	柴 田 幸 治
安芸津支所産業建設課主査	瀧 敬 史 郎

(農業委員会事務局以外の職員)

産業部農林水産課課長補佐	湯 浅 至 恭
産業部農林水産課担い手支援係主査	原 秀 和
産業部農林水産課担い手支援係主査	栞 原 大 輔

東広島市園芸センター所長補佐兼係長	池 田 重 和
-------------------	---------

議 長	<p>それでは、これより8月総会を開会いたします。          これからは着席の上、議事進行を行います。          在任委員数24人中、22名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定数に達しており、会議は成立しております。          次に、日程第1の議事録署名者を指名いたします。          東広島市農業委員会規則第34条第2項の規定により、7番古川委員、9番柏尾委員を指名いたします。          次に、日程第2の会期の決定についてお諮りをいたします。          会期は令和5年8月29日1日とさせていただきますよろしいでしょうか。</p>
	<p>&lt; 異議なし &gt;</p>
議 長	<p>それでは、会期は令和5年8月29日1日限りといたします。          これより日程第3の議案審議に入ります。          まず、議案第40号「東広島市農業経営基盤強化促進基本構想の変更に対する意見決定について」を上程いたします。          この案件は東広島市長から意見を求められているため、農林水産課から説明をお願いいたします。</p>
栗原主査	<p>私から議案第40号「東広島市農業経営基盤強化促進基本構想の変更に対する意見決定について」のご説明をいたします。          それでは、本日お配りさせていただいております資料のうち、議案第40号概要資料と、あと事前に郵送にてお配りしておりますA3判の新旧対照表を使ってご説明させていただきますので、資料をご覧ください。          ここからは着席の上、ご説明させていただきます。          まず初めに、1枚紙の議案第40号概要資料の1番、農業経営基盤強化促進法の体系にて、市が定める基本構想の根拠となります農業経営基盤強化促進法を基に、国、県、市の関係をご説明いたします。          こちらの体系図のように、国は我が国の農業について効率的かつ安定的な農業経営の育成を目的とした農業経営基盤強化促進法を制定しており、この法律に基づきまして、都道府県知事が地域の農業を推進する目標を定めた基本方針を制定しております。さらに、市町村は、都道府県の基本方針に即した形で、地域の実情を踏まえて基本構想を定めることが法律により規定されております。          次に、2、基本構想の変更概要についてご説明いたします。          (1)の理由といたしましては、このたび国が定める農業経営基盤強化促進法の一部改正及び県が定める基本方針が変更されたことに伴い、本市の基本構想を変更しようとするものでございます。          (2)の農業経営基盤強化促進法の改正ポイントでございますが、大きなポイントといたしましては、地域計画の策定を法定化、農用地の集約化の手法、農業を担う者の確保及び育成といった3つの項目がございまして、これらの内容を踏まえ、基本構想の変更を行おうとするものでございます。          次に、(3)の基本構想の主な変更点についてご説明いたしますので、ここからはA3判の新旧対照表も併せてご覧いただければと思います。          こちらの新旧対照表では、左側が今回の変更案を表しており、右側が現行の基本構想を記載しております。なお、変更箇所につきましては、赤字及び下線または見え消し線を表示しております。          では、大きな変更点をご説明させていただきますので、新旧対照表の4ページ、こちらをご覧ください。          ページ右側の、現行の基本構想の第2、営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標でございますが、今回資材費の高騰や市内農業者の営農実態等の実情を踏まえまして、営農類型や経営規模の見直しといったものを図っております。          次に、7ページでございます。          この度、新たに農業を担う者の確保及び育成に関する事項に係る内容を加え、認定農業者や認定新規就農者をはじめとした多様な人材の確保に向けて、効率的、安定的な農業経</p>

<p>栗原主査</p>	<p>営を達成するために、県やJAなどの関係機関との連携による研修制度など、フォローアップ体制に対する内容を明記しております。</p> <p>次に、8ページでございます。</p> <p>ページ右側の第3、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標、その他農用地の利用関係の改善に関する事項では、これまでの人・農地プランを改めまして、地域計画の策定を通じて地域での合意形成を図りながら、担い手への農地の利用集積に向けた取組の推進について内容を見直しております。</p> <p>次に、9ページでございます。</p> <p>第4、農業経営基盤強化促進事業に関する事項では、農地利用集積円滑化事業、こちらが廃止されたことに伴いまして、これに関連する内容を削除し、地域計画の策定に向けた基本的な事業方針に関係する内容を盛り込んでおります。</p> <p>次に、13ページでございます。</p> <p>ページ右側の第5、農地中間管理事業に関する事項につきましては、地域計画の法制化に伴い、これまでの農地中間管理機構の業務でありました農地の借手、貸手とのマッチング業務などは地域計画の中で整備することとなりました。そのため、農地中間管理事業に関連する内容、こちらを削除することとしております。</p> <p>また、その下の第6、農地利用集積円滑化事業に関する事項につきましても、先ほどお伝えしましたように、この事業自体が廃止されたことから、内容を一括して削除することとしております。</p> <p>大きな変更点としましては以上となりますが、先ほど申しました農業経営基盤強化促進法における3つの改正ポイントに合わせまして文言修正等を加えた箇所がございますので、詳細については資料にてご確認をお願いいたします。</p> <p>なお、今後の流れでございますが、本日の総会でご決定をいただきましたら、9月上旬には県への変更協議を経た後に公告により基本構想を変更することとしております。</p> <p>説明は以上でございます。よろしく願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま農林水産課から説明がありました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見がございましたら発言をお願いします。</p>
<p>高木委員</p>	<p>22番高木です。よろしくお願いします。</p> <p>初めてですので、読ませていただきましたけども、全体を通して東広島市としてどこを目標にされとるのかなというのが、私の理解が悪いのかどうか分かりませんが、はっきりしていないというふうに思えてなりません。</p> <p>意見として、まず文章の中で出だしの部分、第1のところですが、就業機会が増加することにより、農家の兼業化が著しくなっているというふうに書いてありますけども、これは最初にできた平成6年頃の文章じゃないかなというふうに思います。現状は兼業どころの騒ぎではなくて、戦後からいいますと3世代目に入って、儲からないことを何でせないけんのかということから離農がどんどん進んでいる、これが現状だというふうに思います。そのことが全く触れられていない。兼業化どころではないというふうに私は思います。よって、この離農をどう防いでいくのかという視点からの、構想として必要ではないかということが一点。</p> <p>それから、全体を通して、担い手として新規就農者を中心として記載されておりますけども、儲からない農業に若者を引き込むということは、私はあまり乗り気がしません。それより、実際に住む家もあれば、農地もあれば、農機具もある、そういう農家の後継者、実際には今農業をしていなくても、帰って農業がしたいという人間は私はいると思います。そういう人たちをもう一度農業に目を向けさせるという視点が全くないというふうに思っております。そういう視点についてもできれば検討していただいて、構想に載せていただければという意見を申し上げて、終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p>
<p>住井委員</p>	<p>ちょっと分かんのですが、年間所得の250万円というのはどうやって出したん。ちょっと教えて。</p> <p>分かん。金額を書かんほうがええよ。絶対できんよ。年間農業所得250万円。</p>

<p>栗原主査</p>	<p>まず、認定農業者の500万円についてなんですけれども、こちらのほうにつきましては、国のほうの認定農業者の制度の中でも記載されておりますように、農業者が他の産業と比べて所得が、比較してこの程度の所得が必要だろうという基準として500万円というのが示されておまして、全国的にも大体おおむねそのぐらい、500万円を利用されています。県内におきましても、23市町のうち11市町、こちらが500万円と設定しておまして、残りは3市町が450万円、4市町が400万円、350万円が1市町といった形で、こういった基本構想の中で明記されております。</p> <p>その中で、新規就農者につきましては、就農後5年以内の農業者を指しております。この方々に、初期投資等々もありまして、営農してすぐの方に500万円というのは難しいということから、おおむね半分であります250万円というのを新規就農者の目標として、これは掲示しておしております。</p> <p>以上です。</p>
<p>住井委員</p>	<p>これは個別経営体というて書いてある。これ新規就農とは書いてない。大体おかしいんじゃない、これ。全てじゃろ、これ、今の説明は。あんたが言よんの新規じゃろ。これで書いてあるのは、今までしょうる人のことじゃろ、これ。規模じゃろ、これ。その250万円というのはどういうふうに出したんかを聞いている。大体専業で何ぼありますとか、機械の減価償却を引いて何ぼありますとか、そういうのを計算しとるんじゃないん。</p>
<p>栗原主査</p>	<p>ここで示しております経営規模というのは、認定農業者であります500万円を目標としたときの経営規模になっております。250万円を目指す認定新規就農者に対する規模というのはここではお示ししておりませんが、単純に半分というわけにはいかないというふうには考えております。</p> <p>また、ここに載っていますこの数字を出すに当たりましては、委員さんをご指摘のとおり、それぞれに係る農機具、肥料、人件費、あと販売価格、こういったものを県の経営指標というのがございまして、そこに現状に合わせた金額への見直しを図りながらこの規模というのを示しております。</p>
<p>住井委員</p>	<p>言うちゃあ何じゃけど、これをやられようたら、新規就農で水田を7haも貸してくれるもんおるか。考えても、矛盾しとるよ、これ。</p> <p>これで以上です。言うだけ言うた。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p>
<p>長原委員</p>	<p>すいません、1番の長原です。</p> <p>先ほど、高木さんが最後におっしゃったこと、これが一番重要だと思うんです。今、農家の方が中間管理事業で委託へ全部出しとるでしょう。そしたら、農家自体は委託が終わって、農家自体が再度農業をしようといったときに、もう道具もない、それから農業機械もない、そういう状況ができています。現実には、東広島市は大部分が中山間管理事業で請負出してしもうとります。そしたら、もうそれをどんどん進めていくと、農家自体が全然なくなると。全部山になってしまいます。再度やろうと思うても、とてもじゃない、設備投資に金が必要、労働力は疲弊しているということなんで、私が思うのは、やはり今現実に農業をやっている農家の方の後継者、担い手、その育成を急務にやらにゃいけんと思えますよ。このままずっと行くと山になってしまいます、田んぼが全て。向こうが出しとつても将来ずっと続くかというたら、続かないです。必ず山になってしまつて、農業が全然駄目になっていくと思えます。そういうことで、やはり今農家における後継者、後継ぎ、それを育成することが一番重要だと思っております。そういうことで、そういう姿勢で基本構想を立てるべきじゃないかと、基本方針を立てるべきではないかと思えますけど、いかがですか。</p> <p>それから、附則が書いてあるんですが、基本構想は平成6年8月25日から施行するということになつとんですが、これは1年後なんです。どういうことなんかよく分からない。新旧対照表の基本構想の表紙の右上に、「平成6年8月25日作成」というて書いてある、「6年8月25日」。それで、最後の附則を見ると、「平成6年8月25日」と書いています。これはどうなんです。よく分からん。説明していただきたいと思えます。</p>
<p>栗原主査</p>	<p>今ご指摘のありましたことについて、お答えをさせていただきます。</p> <p>現実として、農家の後継者、担い手が急務であるといったご指摘については、委員さんがおっしゃったとおりだと私たちも考えております。</p>

<p>栗原主査</p>	<p>こういった方々への対する支援であるとか、担い手を増やしていく取組といったことは、構想の中にも今回の改正で見直しを図っているところではありますけれども、この構想の中で全て書き切れないといったところもございます。この構想というのは、国の法律に準じて作成することとなっておりますので、一定の記載しなければならないことというのが決められていることから、市の独自性というのを前面に出すことができないというのがございます。</p> <p>ですが、全くしないわけではありません。市のほうでは基本計画といったものもございまして、日々県、あとJAさん、こういったところと意見交換しながら、各検討班の中でもこういった問題の面については取組を進めておりますので、その点については引き続き市としても取り組んでいきたいと考えております。</p> <p>あと、基本構想の表紙にあります附則のところ、平成6年8月25日作成、といったところですが、この基本構想自体を市のほうで一番最初に設定しましたのが、こちらの平成6年8月25日となっております。そこからおおむね5年、10年以内にそれぞれ変更というのをかけてきまして、今回平成31年2月7日に農業経営基盤強化促進法、こちらの改正に伴いまして、本年、令和5年9月末を目標に変更を行いたいと思っております。</p>
<p>長原委員</p>	<p>令和と平成を間違うとるんですね。すいません。いいです。</p>
<p>議 長</p>	<p>先程、同時じゃったんで、会議規則第28条の規定より先に挙手した者、長原さんにさせてもらいましたんで、どうぞ。</p>
<p>柏尾委員</p>	<p>9番の柏尾です。よろしく申し上げます。</p> <p>2点お伺いをいたします。</p> <p>この新旧の比較表の4ページをご覧をいただきたいんですが、個別経営体ということで、そこに水稻ですとか、水稻（白ネギ）、野菜等がモデルとして上がっているんですが、もう少し具体的に、例えば水稻と白ネギの場合ですと、加工用苗を7ha、白ネギを4.5ha作付、耕作をした場合に、年間の営農収入がどれぐらい上がっていて、製造原価がどれぐらい上がって、最終的な事業収支がどれぐらいのところになっているのか、赤になるのか、このあたりをもう少しモデルプランとして明確にさせていただいて、だから250万円が稼げるとか、あるいは稼げないとか、具体的な数値をもってご説明をいただかないと、これでは非常に分かりづらいと、こういうふうに思うんですね。特に、地域計画の策定はR7年3月までというふうに聞いておりますので、そこを照準にしてこれをやり遂げようと思ったら、具体的な数値の試算をした上で、これだったら何とかなるよというプランをご提示をさせていただいたほうが説得力があると思うんです。まず、これが1点。</p> <p>もう一つは、この地域計画策定について、取りまとめをされる部署については農業委員会がおやりになるんでしょうか。それとも、あるいは農林水産課のほうがおやりになるのか。農業を守るということは、やはり地域を守るということにつながっていきますので、これを地域全体でやっていかないと、農業関係従事者あるいは農業委員会のメンバーが中心になってやっていただけではなかなかうまくいかないと思うんです。例えば、それぞれの地域に住民自治協議会というのがありますので、そこには昔でいう区長さんというのもいて、その地域全体をどうやってこれから活性化しようか、持続させていこうかというふうな、高所大所からの見地でもってやっていかないと、つまりこの東広島市の中にあれば、そこら辺の行政をつかさどっている根幹の部分が総務だと思えますし、だから総務部も、それから産業部も、要は市全部が寄ってたかってこのことを成し遂げていかないと、これは絵に描いた餅になってしまうと思うんです。そういった観点でどのようにお考えなのか、お聞かせいただきたいと思えます。</p>
<p>栗原主査</p>	<p>今ご質問のありました2点について、ご回答をさせていただきます。</p> <p>まず、1点目の4ページの営農タイプの収支の詳細についてということなんですけれども、こちらを試算するに当たっては、バックデータとしまして、それぞれ水稻5haをやったときの収支としてはおおむねマイナス30万円、加工米7haをやった場合の収支としましてはおおむねプラス350万円、白ネギ0.5haをした場合には150万円といった試算をしております。そういった積み上げというのを今回各項目については行っておりますが、ご指摘のありましたように、こういった表の中で表示することがいいのではないのかといったご指摘だと思いますので、その点につきましては表示の仕方、表記の仕方については少し見直しを図りたいなというふうに考えております。</p>

原 主 査	<p>失礼いたします。2つ目のご質問の地域計画についてでございます。</p> <p>最終的に地域計画の策定をする部署、市がやるのか、農業委員会が実施するのかというところでございますが、これについては市が策定することといたことで決められております。ただ、この基本構想にも記載しておりますとおり、農業委員会、自治協議会と連携しながら策定していく必要があると考えております。</p> <p>また、もう一つの住民自治協議会のほうへの連携というところでございます。今年度の4月に住民自治協議会の総会におきまして、地域計画の策定については説明をさせていただき、またご協力お願いしますといったところで説明をさせていただいているところでございます。この策定の中で、しっかり住民自治協議会とも連携を図り、地域の将来について調整をさせていただきながら進めてまいりたいと思います。また、地域についてあらゆる会議で、今年度の産業部のほうで地域計画の策定を進めていくといったところを各部署にもご説明をしているところでございます。必要に応じて、各部との連携を図りながら進めていくようにしていきたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>よろしいですかね。</p> <p>ほかにはございませんか。</p>
古川委員	<p>7番古川です。</p> <p>2ページに書いてあります、「本市は」というところから始まりまして、中央農業協同組合とか農業委員会とかそれぞれ何か書いてありますが、農業委員会ではどなたが代表としてこの話合いに参加するのでしょうか。事務局の方だろうとは思いますが、実際農業に関係している農業委員の誰かが、対策委員とかなんとかという名目で一緒に話合いに入るとかという考えはございませんか。</p>
原 主 査	<p>地域計画での話合いについてでございます。各地域計画策定区域での話合いにつきましては、ご担当いただいております地域の農業委員様、農地利用最適化推進委員様には話合いに入らせていただきまして、ぜひ話合いをリードしていただけるような役割を担っていただければと考えております。今後の地域での話合いの進め方については、また別途個別に調整をさせていただきながら進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。</p>
古川委員	<p>分かりました。</p>
議 長	<p>議席番号とお名前をお願いします。</p>
柏尾委員	<p>9番の柏尾です。</p> <p>先程の続きなんですけど、地域計画を策定するのに、今ご答弁があったように、そういう形で地域ごとに関係者が集まって話合いをするようになる、当然そうなるんですけども、その場において次の世代の若手の人たち、担い手にぜひとも参画をしてくれと。これから5年先、10年先はもう私たちの時代ではないので、当然若い世代に参画をお願いをして、彼らがやる気になってもらわんといけない。彼らが地域を守っていくと。ということになりますと、じゃあその事業を続けていったときに、農業法人なり、認定農業者なり、そういう人たちがこの事業を通じて飯が食っていけるのかいと、ここが本当に重要なポイントでありまして、これも現在の私たちの世代が、経営を預かっている、責任を持っている人たちが、お前さんたちがこういうふうにやっていけば、必ず自立して持続可能な農業がやっていけるよということを言ってあげないと、誰もついてこないと思う。ですから、先程ご返事をいただいた事業収支のご返事については、私も農業法人の代表をやっておりますから、毎日毎日数字とにらめっこしてやっているんですけど、ご答弁をいただいたような事業収支にはなりません。なっていません。ですから、そのあたりをもう少し掘り下げていただいて、やっぱり国の根幹はまず食料とエネルギーと安全保障というのは、国家百年の大計をもってやらなきゃいけないぐらいの問題ですから、この食料問題のところについては地方自治体がもう少し県や国に物申して、やっぱりここについては、国は金を出してくれというぐらいのところを徹底的に言っていたらかないと、絵に描いた餅になって、幾ら計画をつくっても達成は不可能ですね。そこら辺を本当に産官学、官民が一緒になってやっついていかないと、本当にもう日本の農業は駄目になりますよ。そのことだけ申し上げて終わります。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ほかにはないですか。</p>

	< なし >
議 長	<p>ないようですので、質疑を終わります。</p> <p>これより採決に入りますが、前回お願いいたしましたように、議決の態度については採決確定するまでは結果を明確にさせていただきたいとお願いいたします。</p> <p>それでは、採決に入ります。</p> <p>議案第40号について、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	< 多数挙手 >
議 長	<p>挙手多数ですので、議案第40号は、異議のない旨、東広島市長へ回答することに決定いたします。</p>
古川委員	<p>議長。</p> <p>お聞きしたいことがあります。いいですか。</p> <p>これ、もうすぐにこのままもう通るといことでしょうか。書き加えるということはないんですよね。だから、農業委員も地区何とかという中に入って話し合いに参加するっていうことは全然書かれていませんけど、これはなし。明示していないので、何かちょっと解ません。分かる。今までいろんな意見を言ったのは一体何だったんだろうかと。</p>
議 長	<p>暫時休憩いたします。</p>
	< 休憩 >
	< 古川委員へ説明し、了承 >
	< 再開 >
議 長	<p>再開いたします。</p> <p>賛成多数ですので、議案第40号は、異議のない旨、東広島市長へ回答することに決定をいたします。</p> <p>農林水産課の方、園芸センターの方、ありがとうございました。退席をお願いします。</p>
	< 湯浅課長補佐、原主査、池田所長補佐兼係長、退室 >
議 長	<p>次に、議案第41号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。</p> <p>この案件も東広島市長から意見を求められているため、農林水産課から説明をお願いいたします。</p>
栗原主査	<p>議案第41号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。</p> <p>資料の1、2をご覧ください。</p> <p>今回議案として提出しております農用地利用集積計画は、利用権設定の賃借権設定と所有権の移転に係るもので、賃借権設定は33件、総面積は77,234.2㎡となっております。また、所有権の移転は1件でございます、面積は1,077㎡となっております。</p> <p>詳細につきましては、資料にてご確認をお願いいたします。</p> <p>なお、今回の農用地利用集積計画につきましては、本日の総会でご決定をいただきましたら、9月5日付で公告することとしております。</p> <p>説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいま農林水産課から説明がありました。</p> <p>この議案は、本日配付しております資料1の議案第41号関係の欄にありますように、在間委員さんが関係者となっておりますので、農業委員会に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限に該当しますので、関係者分を先に審議していただきますので、在間委員さんにおかれましては、審議の間退席をお願いします。</p>
	< 在間輝昭委員、退室 >
議 長	<p>それでは、議案第41号の事案のうち、関係者分について、ご質問、ご意見等がありましたら発言をお願いいたします。</p>
	< なし >
議 長	<p>意見、ご質問がないようですので、それでは採決に入ります。</p> <p>議案第41号のうち、関係者分について、決定することに賛成の挙手を求めます。</p>

		< 全員挙手 >
議	長	全員賛成ですので、議案第41号の事案のうち、関係者分については、決定をいたします。 それでは、在間委員さん、入室をお願いします。
		< 在間輝昭委員、入室 >
議	長	続きますので、議案のうち、先ほど異議がない旨、東広島市へ回答することにご賛成をいただきました事案以外について、ご質問、ご意見がございましたら発言をお願いいたします。
		< なし >
議	長	ないようですので、これより採決に入ります。 議案第41号の事案のうち、関係者分以外について、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。
		< 全員挙手 >
議	長	全員賛成ですので、議案第41号は、異議のない旨、東広島市長へ回答することに決定をいたします。 次に、議案第42号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）の決定について」を上程いたします。 この案件につきましても東広島市長から意見を求められているため、農林水産課から説明をお願いいたします。
栗原主査		それでは、議案第42号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）の決定について」ご説明いたします。 それでは、資料の別紙3をご覧ください。 今回、議案として提出しております農用地利用集積計画につきましては、3件、9,774㎡で、全て一括方式による利用権の設定に係るものでございます。 なお、今回の農用地利用集積計画につきましては、本日の総会でご決定いただいた後に、9月5日付で公告することとしております。 説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。
議	長	ただいま農林水産課から説明がありました。 これより質疑に入ります。ご質問、ご意見がございましたら発言をお願いいたします。
		< なし >
議	長	ないようですので、これより採決に入ります。 議案第42号について、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。
		< 全員挙手 >
議	長	全員賛成ですので、議案第42号は、異議のない旨、東広島市長へ回答することに決定をいたします。 農林水産課の栗原さん、ありがとうございます。退席をお願いします。
		< 栗原主査、退室 >
議	長	次に、議案第43号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
和田主査		それでは、総会議案の4ページをご覧ください。 議案第43号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を説明いたします。 今月は24件の申請がありました。申請地の田、畑別の筆数、面積の内訳につきましては、10ページに記載のとおりでございます。 内容については、座って説明させていただきます。 それでは、申請番号130-1から説明いたします。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものでございます。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。

和田主査

続いて、131-2でございます。

経営規模拡大のため、所有権を移転するものでございます。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。

続いて、132-3でございます。

自宅近くで耕作便利のため、所有権を移転するものでございます。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。

続いて、133-4でございます。

新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●歳の僧侶の方です。知人である譲渡人から、空き家と同時に農地を購入することとなり、自家消費用のサツマイモやイチジクなどの果樹を栽培したいと考え、この度の申請に至ったものです。受人には2人の労働力があり、譲渡人から農機具を譲り受ける予定で、近隣に住む親族から栽培方法などを教わる予定でございます。

続いて、134-5でございます。

新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●歳の会社員です。農地に隣接する宅地を農地とともに購入し、移住する予定であり、自家消費用の野菜や米を栽培したいと考え、この度の申請に至ったものです。受人には2人の労働力があり、近隣に居住する親戚から農機具を借り受ける予定で、申請地を現在耕作している知人の指導を受けながら栽培技術を習得される予定です。

続いて、135-6でございます。

自宅隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。

続いて、136-7でございます。

自宅隣で耕作便利のため、所有権を移転するものでございます。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。

続いて、137-8でございます。

経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。

続いて、138-9でございます。

経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人が耕作に従事し、必要な農機具も保有されています。

続いて、139-10でございます。

経営規模拡大のため、所有権を移転するものでございます。受人が耕作に従事し、必要な農機具も保有されています。

続いて、140-11から142-13は渡人が同一であり関連しますので、一括して説明させていただきます。

新規就農のため、所有権を移転するものです。渡人は高齢で耕作が困難となり、後継者もないため農地を譲渡することとなりました。受人はそれぞれ近隣に居住していることから、以前より申請地を借りて耕作を続けておられます。議案番号140-11の受人は●歳の臨時社員の方です。季節野菜のほか、ブドウを作付する予定です。議案番号141-12の受人は●歳のパート社員の方です。季節野菜のほか、ブドウを作付する予定です。議案番号142-13の受人は●歳の無職の方です。自家消費用の野菜を作付される予定です。受人にはそれぞれ2人の労働力があり、農機具は渡人より譲り受け耕作をされる予定でございます。

続いて、143-14でございます。

新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●歳の会社役員です。自宅敷地に隣接する農地を取得し、自家消費用のスイカや白菜、イチジクを栽培したいと考え、この度の申請に至ったものです。以前より両親の農地の手伝いをしておられ、農作業経験がございます。受人には4人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。

続いて、144-15から153-24までは関連しますので、一括して説明いたします。

本件は、5件の営農型太陽光発電設備設置に付随する、農地の所有権移転及び区分地上権設定の許可申請でございます。本件は、●●に本店を置きます、●●が農地を取得し、神事などに使用するサカキの栽培をするものでございます。受人は5名の理事により構成される

和 田 主 査	<p>農地所有適格法人であり、労力総数は従業員13名に加え、季節雇いで複数名おり、関東を中心に全国で太陽光パネルの下部でサカキを栽培されておられます。また、認定農業者でもあるため、農地法第5条の一時転用の期間は10年間で申請されておりますとともに、併せて区分地上権の設定も10年間となっております。支柱に係る一時転用許可におきましては、農地法第5条の規定による許可申請がされておりますので、詳細については議案第45号において説明させていただきます。</p> <p>以上、24件の申請につきましては、周辺地域における効率的、総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないと判断しております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局からの説明は終わりました。</p> <p>担当の委員さんから補足説明等がありましたらお願いをいたします。</p>
	<p>&lt; なし &gt;</p>
議 長	<p>ないようですので、ご質問、ご意見がありましたら発言をお願いします。</p>
高 木 委 員	<p>5条でも出ておりますけども、7月の総会に提出されたこの●●と●●と地権者の3人の関係の申請が、7月分で13,427㎡、8月が合計で6,940㎡、併せて20,367㎡。しかも、地図で見ますと、広大な農地の一番いいところ、真ん中辺の農地を平気でこういうことをされておると。どれを見ても、山際の畦畔が広いというような農地は出していませんね。いい農地を選んでやっておられる。こんなことで本当にいいんでしょうかね。しかも、これは全国ネットです。ここへ書いてあるのは、今は490,000㎡っていうことですが、どんどん今広島県内にも各農業委員会にたくさん出ているというふうに伺っております。支店が●●にあるということで、●●なんかも相当な規模で多分進んでいるんだと思うんですね。</p> <p>サカキの市場規模、実際そんなにあるんでしょうかね。広島中央市場あたりでは、年間で売上高で大体5,000万円から6,000万円ぐらいだというふうに伺っております。そこへ持ってきて、これだけ農地を、サカキはどうやって食べるわけにいきませんので、幾ら花が咲いて実がつくといっても、食べるわけにいかない。優良農地をどんどん潰して、幾ら営農型の太陽光発電だといっても、ちょっとひど過ぎるんじゃないかと思うんですよ。特に、これは●●が絡んでやっていると。何を考えてこんなことをするんかなと。これは、会長、全国農業会議のほうで、全体としてサカキにどれだけの農地が転用されているのか、そしてそのことの問題点はないのか。やったら10年間も固定ですから、本当にさっきも出ましたけども、食料安全保障の面から、サカキがなくても世の中生きていけますが、米がなかったら、パンを食やあええと昔の人は言ったらしいですが、やっぱり口に入れるものを作るのが農地だと思うんですよ。一部ちょろっと花卉とかというのはあると思いますが、数千㎡の広大な農地を潰してやる仕事ではないというふうに思います。</p> <p>ただ、これは法律でどうしようもない。反対してもどうにもならんというのは分かっていますが、でもこのままでいいということではないと。皆さん、そう思われませんか。農業委員会の意味がないというふうに思います。東広島市農業委員会だけでどうすることもできないということは理解していますが、広島県の農業会議、そして全国農業会議、全国の●●を含む、こういうサカキとかシキミ、木を植える転用がどの程度出ているのかということをしかりつかんでいただいて、農林水産省にこの法律はおかしいということを農業委員会としてきちんとやっていただきたいというふうに思います。</p> <p>幾ら反対しても駄目ですから、意見だけとさせていただきますが、私としては農地をこういう使い道にすることには断固として反対したいというふうに思います。よろしく願いします。</p>
古 川 委 員	<p>7番古川です。</p> <p>実は、6月議会のときに、やはりシキミを栽培するので営農型太陽光発電を申請されましたけど、申請された人は知らなかったんですよ。中に入った人が皆全部書類を出されたので、知らなかった、それで売った覚えもない。いつの間にか話が進んで、土地を売るということにはなっていたんですけど、一昨日の段階で断りましたって言われてました。だから、何か本人が知らない間に話が進んでいるっていうこともあるみたいなので、気をつけないといけないなどは思います。</p> <p>以上。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。 ほかにございませんか。 ないようですので、これより採決に入ります。 議案第43号について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>&lt; 多数挙手 &gt;</p>
議 長	<p>賛成多数ですので、議案第43号は許可することに決定をいたします。 次に、議案第44号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。</p>
松下係長	<p>議案の11ページをお願いいたします。 議案第44号「農地法第4条の規定による許可申請」でございます。 座って説明をさせていただきます。 12ページをお願いいたします。 今月は4件の申請がございました。 申請番号22-1は、●●における墓地への転用事案でございます。申請地は、●●の北西約500mに位置する第2種農地で、申請人は隣接地にお住まいの方でございます。申請人の墓地は、東広島市が行う●●関連事業によって用地を買収されることとなったため、自宅近くの申請地に移転することとし、転用許可申請をされたものでございます。 続きまして、23-2でございます。 ●●における営農型太陽光発電設備への一時転用事案でございます。申請地は、●●の西約250mに位置する農振農用地でございます。申請人は●●で農業を行っており、農業経営の拡充のため、今年度農地法第3条の規定による許可を得て、本申請地を取得されております。申請人は、●●において自身が経営する会社で農地を借り、農作業従事を4年ほどしておられ、本申請地を取得し農業経営を拡充させたいとの考えから、この度の申請に至ったものでございます。申請地においてはジャガイモを作付する予定で、一時転用許可申請をされたものでございます。 この度は本申請地で営農型発電事業を行うため、許可後3年間一時転用しようとするものでございます。本件は、農地法施行令第4条第1項第1号の規定による農用地区域内農地の不許可の例外に該当します。なお、下部の農地においては申請人が耕作を行い、ジャガイモを栽培される予定でございます。 また、太陽光パネルの最低地上高2.5m、最高地上高3mとなっており、パネル下部でのジャガイモを効率的に栽培するために適した高さとなっているとともに、知見を有する者の意見書によると、ジャガイモは弱い光でも育つ半陰性植物であり、申請地はパネルの下であっても必要な日照量は確保されており、栽培に問題がないと判断されております。 なお、営農計画書でのジャガイモの年間収穫量は、知見を有する者から、本計画は地域の平均単収と比較して8割以上の収量が確保されると意見がなされております。 続きまして、24-3でございます。 ●●における進入路への転用事案でございます。申請地は、●●の北東約2.4kmに位置する第2種農地で、申請人は近隣にお住まいの方でございます。申請人は、住宅への進入路が狭隘なため、当該農地の一部を進入路として転用するものでございます。なお、当該農地につきましては、現在、東広島市が行う●●の仮設道路として使用されております。 続きまして、申請番号25-4でございます。 ●●における墓地への転用事案でございます。申請地は、●●の北東約340mに位置する第2種農地で、申請人は市外にお住まいの方でございます。申請人の墓地は現在、山の上であり、急坂悪路であり、墓参りが困難であることから、実家に隣接する申請地に移転することとし、転用許可申請をされたものでございます。 以上につきまして、事業規模から見て適切な転用面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることから、本議案を提出するものでございます。 なお、営農型太陽光発電設備への転用は、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされております。今月分はいずれもこちらの件につきましては意見聴取をし、異議がなければ許可をするものでございます。 説明は以上でございます。</p>

議 長	ただいま事務局から説明がありました。 担当地区の委員さんで、必要があれば補足説明をお願いいたします。
	< なし >
議 長	ないようですので、これより質疑がありましたらご発言をお願いします。
高木委員	22番高木です。 23-2ですが、●●の案件でございますが、さっきも説明がありましたように6月にも隣接地の申請が出ております。今回、そのまた隣接地が出てきたということではありますが、日曜日に行ってみましたが、まだ何の着手もされていないということで、いつからやられるのかなど。本当にやられるんでしょうかなという気がいたします。草はきちんと刈っておられたので、本気であるというふうには思うんですが、すごい湿地帯なんですよ。写真を撮ってきましたけども、このいい天気なのに水が溜まっているような田んぼ、ここにジャガイモを植えてできる。安芸津の方、できると思われます。
住井委員	できるわけない。
高木委員	したがって、その農地の状況を見たときに、作物、アスパラとかジャガイモのように水を嫌う作物がここで本当にできるのかと、非常に老婆心ながら心配をいたしております。許可はやむを得ないと思いますが、作物について知見のある方がご指導いただいて、実際に8割のものができる状況にさせていただかないと、許可の取消しということは私はしたくありませんので、そういう申請はしたくないので、農業委員会としてしっかり取組をしていただくように。私も担当地区ですから、やりにやいかんとは思いますが、何の権限もなく行ったんでは何しに来たんって言われたらいけませんので、農業委員会としてきちんと対応していただきたいということをお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。
松下係長	失礼いたします。ご質問いただきました件につきましてお答えいたします。 1点目、工事のほうにまだ入っていないのではないかとということでご質問いただいたと思いますが、申請者に確認したところ、経産省の許可のほうを待っている状況ということでございますので、こちらの許可が出次第、市も許可を出させていただきますので、工事に入ることでおっしゃっておられました。 2点目につきまして、本当に作物ができるのかということでございますが、こちらにつきましては本人さんにも知見を有する者、この度であれば●●さんなのですが、そちらのアドバイスもいただきながら作っていただくようお願いさせていただきたいと思っております。 以上でございます。
高木委員	了解です。
議 長	ほかに質問等はないですね。
	< なし >
議 長	ないようですので、採決に入ります。 議案第44号について、23-2については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	全員賛成です。議案第44号の23-2については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、許可することに決定をいたします。 次に、議案第45号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
豊田主査	それでは、総会議案の13ページをご覧ください。 議案第45号について説明をいたします。 今月は32件の申請がありました。 申請地の田、畑等別の筆数、面積の内訳については、総会議案の21ページをご覧ください

豊田主査

い。

内容については、座って説明をさせていただきます。

それでは、173-1、174-2は同一案件ですので、一括して説明をいたします。

建売住宅及び駐車場への転用事案でございます。申請地は、●●の西に位置します第2種農地でございます。受人は、●●に本店を置き、不動産売買等を営む会社でございます。この度、本申請地に建売住宅4棟を建築、販売するため、転用しようとするものでございます。なお、開発許可申請については、担当部局に提出済みでございます。

続いて、175-3について説明いたします。

駐車場への転用事案でございます。申請地は、●●の南西に位置します第1種農地でございます。この度、受人宅の隣接地に駐車場を整備するため、転用しようとするものでございます。本件は、農地法施行規則第33条第4号に規定する、住宅その他申請にかかる土地の周辺地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして、第1種農地の不許可の例外に該当いたします。

続いて、176-4から179-7につきましては事業者が同一であり関連しますので、一括して説明をいたします。

太陽光発電設備への転用事案でございます。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社でございます。176-4は●●の南東に位置します第2種農地でございます。177-5から179-7は●●の南東に位置します第2種農地でございます。この度、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため転用しようとするものでございます。

続いて、180-8から182-10は事業者が同一であり関連しますので、一括して説明をいたします。

太陽光発電設備への転用事案でございます。申請地は、●●の南に位置します第2種農地でございます。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社でございます。この度、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものでございます。

続いて、183-11について説明いたします。

店舗への転用事案でございます。申請地は、●●の北東に位置します第1種類農地でございます。この度、受人がカフェ事業を行うにあたり、店舗を建設するため転用しようとするものでございます。本件は、農地法施行規則第33条第4号に規定する、第1種農地の不許可の例外に該当いたします。建築許可申請については、担当部局に提出済みでございます。また、農振農用地からは令和5年7月27日付で除外済みとなっております。

続いて、184-12について説明いたします。

駐車場への転用事案でございます。申請地は、●●の北西に位置します第2種農地でございます。この度、受人が経営している会社の駐車場とするため、転用しようとするものでございます。

続いて、185-13について説明いたします。

一般住宅及び駐車場への転用事案でございます。申請地は、●●の北東に位置します第3種農地でございます。受人は●●において居住されています。この度、災害復旧の関係による立ち退きが必要となり、新たな住宅を建築する必要があるため、転用しようとするものでございます。

続いて、186-14から188-16は同一案件ですので、一括して説明をいたします。

建売住宅及び駐車場への転用事案でございます。申請地は、●●の南に位置します第2種農地でございます。受人は●●に本店を置き、不動産売買等を営む会社でございます。この度、本申請地に建売住宅を23棟建築、販売するため、転用しようとするものでございます。なお、開発許可申請については、担当部局に提出済みでございます。

続いて、189-17から192-20は同一案件ですので、一括して説明をいたします。

資材置場への転用事案でございます。申請地は、●●の北に位置します第2種農地でございます。受人は●●に本店を置き、特装自動車、特殊自動車並びにその他輸送車両の製造、販売及び修理等を営む会社でございます。現在、工場で完成した製品を置く場所がなく各地へ搬送している状況であり、効率が悪いいため工場に近接している申請地を資材置場にするため、転用しようとするものでございます。

続いて、193-21、194-22は事業者が同一であり関連しますので、一括して説明をいたし

豊田 主査

ます。

駐車場への一時転用事案でございます。受人は、●●株式会社発注に係る新広島幹線電線張替工事及びこれに伴う除去工事を請け負っている企業共同体でございます。193-21は●●の南東に位置します第2種農地でございます。194-22は●●の北東に位置します農用地区域内農地でございます。この度、電線張替工事のための作業員の駐車場を確保するため、許可後2年間、駐車場として転用しようとするものでございます。194-22は、農地法施行令第11条第1項第1号、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地等を供することが必要であると認められること、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることとして、農用地区域内農地の不許可の例外に該当いたします。

続いて、195-23について説明いたします。

一般住宅及び駐車場への転用事案でございます。申請地は、●●の北東に位置します第2種農地でございます。受人は●●において借家に居住されております。実家の近くに住宅を新築するため、転用しようとするものでございます。なお、申請地は受人が許可を得ることなく着工していたため、始末書を添付しておられます。

続いて、196-24、197-25は同一案件ですので、一括して説明をいたします。

一般住宅及び駐車場への転用事案でございます。申請地は、●●の北東に位置します第1種農地でございます。受人は●●において借家に居住されております。実家の近くに住宅を新築するため、転用しようとするものでございます。なお、開発許可申請については担当部局に提出済みでございます。

続いて、198-26、199-27は事業者が同一であり関連しますので、一括して説明をいたします。

太陽光発電設備への転用事案でございます。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社でございます。198-26、199-27は、●●の北東に位置します第2種農地でございます。この度、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものでございます。

続いて、200-28から204-32は事業者が同一であり関連しますので、一括して説明いたします。

営農型太陽光発電設備への一時転用事案でございます。200-28は、●●の西に位置します農用地区域内の農地でございます。201-29は、●●の南西に位置します農用地区域内農地でございます。202-30、203-31は、●●の北に位置します農用地区域内農地及び第1種農地でございます。204-32は、●●の南に位置します第1種農地でございます。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社でございます。この度、本申請地で営農型太陽光発電事業を行うため、許可後10年間一時転用しようとするものでございます。本件は、農地法施行令第11条第1項第1号及び農地法施行令第11条第1項第2号柱書、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地等を供することが必要であると認められること、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること及び一時転用のために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地等を供することが必要であると認められる場合として、農用地区域内農地及び第1種農地の不許可の例外に該当いたします。なお、下部の農地におきましては、●●がサカキの栽培を行う計画でございます。

太陽光パネルの支柱の間隔は、縦約3.4m、横2.4m、パネルの最低地上高約2.1m、最高地上高約2.7mとなっており、農作業に係るスペースは確保されております。営農計画書での年間収穫量は、10aあたり約6,000本程度を見込んでおり、根拠資料として関東農政局静岡県農林水産統計年報等が提出され、本計画は地域の平均的単収と比較して8割以上の収量が確保される計画となっております。

以上、説明いたしました32件について、いずれも事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることから、許可要件を満たしていると考えております。

なお、一体事業として30a以上の農地を転用する場合や第1種農地における転用、営農型太陽光の案件は、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取されることとされてお

豊田主査	<p>り、今月は上程議案中、175-3、183-11、186-14から192-20、194-22、196-24、197-25、200-28から204-32を意見聴取いたします。</p> <p>なお、先月議案で広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取した案件のうち、●●関係の案件につきましては、機構が9月上旬に現地調査を行うこととなっております。</p> <p>以上、ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいま事務局から説明がありました。</p> <p>担当の委員さんから必要があれば補足説明をお願いいたします。</p>
	< なし >
議長	<p>ないようですので、これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見がございましたら発言をお願いいたします。</p>
高橋委員	<p>23番高橋です。</p> <p>●●の件なんですけど、私も高木委員さんと同じような思いを持っておりまして、優良農地を使って、本来の目的は売電のような気がしまして、多分全国展開されていると思いますので、他市でされていると思うんですが、そこで何かトラブルとかないのかどうか、もし他市の農業委員会に聞くことができれば、要望ですが、お願いしたいと思います。今後も恐らく出てくると思いますので。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>どうぞ、議席とお名前を言うてください。</p>
台川委員	<p>5番台川です。</p> <p>●●の件ですが、売電のみの可能性が非常に高いと思うんですよ。農業委員会として、●●にいろいろ質問があるからと言って来てもらうことはできないんでしょうか。質問がある人がいっぱいいるんだけどということで。そういう機会は持てないのでしょうか。</p>
和田主査	<p>申請いただいております行政書士のほうから、要望があれば●●の社長がこちらに赴いて説明することも可能であるというふうには聞いております。</p>
台川委員	<p>いろいろ聞きたい方がいると思いますので、そういう機会をつくっていただければ助かります。</p>
議長	<p>ほかにはないですか。</p>
橘川委員	<p>20番橘川です。</p> <p>この●●の件なんですけど、実は7月26日に地域のほうで太陽光をやるということで、それとサカキを植えるということで、地域の方が東京のほうから呼ばれて、その中に私も出席をさせていただきました。</p> <p>地域の方の意見として、畦畔の例えば草刈りですとか、それからパネルにおける環境とかというものが質問をたくさんされました。畦畔の草刈り、これを質問したら、3月から11月まで毎月業者のほうで行いますというような回答を会議の中で言われました。そういったようなことと、これは実は●●とか●●、3社が合同でやっているというように説明もされていて、その土地、先程高木委員さんも言われたように、道路に面したところのみ要は購入をされている、購入したい、土地の購入をするということが基本になっているのか、太陽光の売電が目標になっているのか、そこらも皆さんから質問をされたんですけど、あくまでも●●が入っていますからご安心くださいみたいな、地域の方を安心させるような言い方を非常にされていました。</p> <p>その中で、岡山のほうでは草を取るのに障害者の方を使ってやっていますとか、そういう話だけだったので、聞く者としては何も証拠が残らないんで、議事録の提出、この辺も要求はしているんですけど、7月26日以降まだ一回も地域の人に対しても会議の議事録も何も出ていませんし、ちょうど売られるのが道路に面して日当たりのいいところ、山際に向けて太陽光の設置をしようとしてるんですけど、持ち主の方も県外におられて、土地を持っていても農業をするわけじゃないんで仕方ないと、だから売りたい、お金に少しでもしたいというのが本音らしいんですけど、地域の住民の方と先日も話をしました。そうすると、地域としては反対ということで一応結論づけて、その持ち主のほうに一応伝えるということなんですけど、私が思うに、その10年間、じゃあ誰が補償をしていくかということですね、田んぼの。多分、今やられているのは大型農家さんがやられているんですけど、この辺もいろいろ問題が</p>

橋川委員	<p>ありまして、稲を生産するのに田んぼの使用権、これを10年間やっているんで、10年間、今年からスタートだったんで、9年分のお米の補償を出してくださいと。それから、そのために設備を買いましたというような形で、補償料、これの要求もされてきました。</p> <p>それから、中山間で国か県かのほうから補助金が出ています。それをやると、要は過去5年分の補償料を返却しないといけないとか、そういったようなことも議事録の中に入れてもらうようにも話をしているんですが、やはり先程言われましたように、呼んでもらって、皆さんで聞いて意見を述べ合ったほうが。確かに、地域だけの代表者の方が集会所に集まってやるというのは非常に、微力ではないと思うんですが、市の方も出てもらったり、農業委員の方も何人か集まって、私は今年からさせてもらっているんですが、毎月こういったような売電とかの太陽光パネルの件で、毎月出ていて、こんなにどんどんどんどん広がっていてもいいのかどうか、確かに労力がないとか、担い手さんがいないからというようなこともあるとは思いますが、やはり皆さんで意見を述べ合って、申請すれば恐らくこういうふうに通ってるんで、通ると思うんですね。その時点ではもうどうしようもない。だからといって、じゃあ誰が手助けするのか。手助けする人もいない、担い手もいない、そういったようなことがあって、先程高木農業委員さんも言われたように、しょっぱなに、そこをまず最初から考え直して行って進めていかないと、本当に食料難になったとき、本当に日本の領土はどうなるのかなど。大げさな話じゃないとは思いますが、そういったことでお伝えをしておきます。</p> <p>以上です。すいません、長々と。</p>
議長	ありがとうございます。
高木委員	<p>22番の高木です。</p> <p>先程、●●にいろいろ質問をする場所を設けてほしいということがありましたが、●●、これも同席させるべきだというふうに思うんですよ。何でこんな個人的なところへ●●がしゃしゃり出てきとるんかというのがどうしても理解できないんです。</p> <p>今、パネルを設置しても、容量がいっぱいで今は取れませんとかという話が●●のほうからあちこちで出ておるんですが、自分とこだけはさっさとやるという、こんな不公平な話はないと思うんですよ。なので、●●の責任者の方にも同席していただいて、どういう方針で、どの程度広島県の中でやるのか、全体計画を示すべきだというふうに思いますので、農業委員会としてしっかり対応していただくようお願いをしておきます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ほかにはありませんか。</p>
	< なし >
議長	<p>ないようですので、それでは採決に入ります。</p> <p>議案第45号のうち、175-3、183-11、186-14から192-20、194-22、196-24から197-25、200-28から204-32については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取対象外については、本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	< 全員挙手 >
議長	<p>全員賛成ですので、議案第45号のうち、175-3、183-11、186-14から192-20、194-22、196-24から197-25、200-28から204-32については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、許可することに決定をいたします。</p> <p>続きまして、日程第4の報告に入ります。</p> <p>報告第31号から報告第33号について事務局の説明を求めます。</p>
松下係長	<p>資料の報告事項をお願いいたします。</p> <p>報告第31号から報告第33号までは、東広島市農業委員会事務局規程第6条の規定に基づき、事務局において専決処分をいたしましたので、その概要をご報告させていただきます。座ってご報告させていただきます。</p> <p>1ページをお願いいたします。</p>

松下係長	<p>報告第31号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分について」でございます。</p> <p>2ページから4ページまでをお願いいたします。</p> <p>市街化区域内における農地法第5条による農地転用届は、今月分13件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。</p> <p>5ページをお願いいたします。</p> <p>報告第32号「法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について」でございます。</p> <p>6ページから9ページまでをお願いいたします。</p> <p>法務局からの農地の転用事実に関する照会は、今月分は21件の照会がございました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。</p> <p>10ページをお願いいたします。</p> <p>報告第33号「農地改良届出の受理について」でございます。</p> <p>11ページをお願いいたします。</p> <p>農地改良届は、今月分は7件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。</p> <p>報告は以上でございます。</p>
議長	<p>次に、日程第5のその他に入ります。</p> <p>委員から何かございましたらお願いをいたします。</p>
古川委員	<p>女性部会のほうから報告させていただきます。</p> <p>8月8日に●●の●●にあります●●に行ってまいりました。営農型太陽光発電でございます。</p> <p>作物は、キュウリ、ピーマン、オクラ、トマト、シイタケ、イチゴなどでございました。</p> <p>行かさせてもらったのは農業委員8名、そのうち男性農業委員の方も行ってくださいましたので、大変意義のある見学会でございました。それから、最適化推進委員が2名、それと小倉さんの紹介でこの度行ったんですけれども、小倉さんの生徒さんであります呉高専の生徒さんが2名、農業技術センター研究員の方が1名で、割とにぎやかに行かさせてもらいました。</p> <p>今、営農型、営農型って色々言っていますが、ここは本当に営農型で、野菜を作ってらっしゃいまして、大いに参考になりました。それから、世界のシェアリングのことをたくさん言われたので、うわっと思いましたが、ちょっと話が高尚だったのでついていけないところもありましたけれども、説明がすごく面白かったです。皆さん、また機会がありましたらぜひ参加してみてください。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>その他、何かありましたら。</p>
尾崎局長	<p>失礼いたします。本日の議案審査のご審議に当たりまして、お客様のほうからこんな申請知らないよといった申請があったというご指摘をいただきました。</p> <p>事務局のほうに、先般申請書の原本を示していただけないかというお客様がいらっしやいまして、恐らく同じ方かもしれません。引き続き、もちろん慎重に、委任状の関係とか、申請書のほうは着実に審査をしてみたいと思っておりますので、引き続きいろいろとご教示いただければと思います。また、この本件につきましても、後日改めてどのようなご要望があったのかというのを調査させていただきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>皆様方には長時間にわたり審議、誠にご苦労さまでございました。</p> <p>それでは、木原職務代理者から次回の総会について報告をお願いいたします。</p>
木原職務代理者	<p>すいません。次回9月総会は9月28日木曜日10時から、本館の3階303会議室で予定をしております。開催場所は本館の3階となっております。皆さんお間違いないようお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上で8月総会を閉会いたします。</p>

議事録署名者 議長

\_\_\_\_\_

議事録署名者 委員

\_\_\_\_\_

議事録署名者 委員

\_\_\_\_\_

議長(会長) 7番 古川 みどり 委員 9番 柏尾 博明 委員